

高砂市リカレント教育支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚、出産、育児、介護等のため離職した者、非正規雇用で働く者又は個人事業者に対し、就労、起業又は事業の継続若しくは発展に必要な資格又は免許（以下「資格等」という。）の取得に要する費用の一部について高砂市リカレント教育支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の就労機会の更なる確保及び事業活動の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「非正規雇用」とは、正規雇用（期間の定めのないフルタイム労働者をいう。）以外の雇用形態に基づき雇用される労働者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第7条の規定による申請の時点において市内に住所を有し、かつ、45歳未満である者であること。
- (2) 次条に規定する補助金の交付の対象となる資格等（以下「補助対象資格」という。）を取得していること。
- (3) 補助対象資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条に規定する使用者でないこと。ただし、個人事業者については、この限りでない。
- (4) 資格取得日において、離職中の者、非正規雇用の形態で働いている者、個人事業者その他これらに類する者として市長が認める者であること。
- (5) 第7条の規定による申請の時点において市税を滞納していないこと。
- (6) 当該補助金の対象経費について、他の金銭等（教育訓練給付金など）を受けていないこと。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍している者（非正規で雇用されている者であって通信制、夜間制又は定時制の学校に在籍しているものその他これに類する者として市長が認める者を除く。）でないこと。
- (8) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象資格)

第4条 補助対象資格は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了して取得することができる資格等その他これらに類するものとして市長が認める資格等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象資格の取得に要する経費(複数の補助対象資格を取得した場合にあっては、いずれか一つの補助対象資格の取得に要する経費とする。)のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象資格を取得するための講座等の受講料、教育施設への入学金及び授業料、教材費等(厚生労働大臣が指定する教育訓練講座に係るものに限る。)
- (2) 補助対象資格に係る資格試験等の受験料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める費用

2 前項に規定する補助対象経費には、補助対象資格の取得の日の属する年度の前年度の4月1日以後に支払われたものを含むものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、資格試験の合格を要する補助対象資格にあっては当該資格試験に合格した日、資格試験の合格を要しない補助対象資格にあっては講習等の修了認定等を受けた日の属する年度の3月31日までに、高砂市リカレント教育支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請日において市内に住所を有し、かつ、45歳未満であることを証する書類
- (2) 補助対象資格を取得したことを証する書類の写し
- (3) 補助対象経費の額を確認できる書類の写し
- (4) 退職証明書や離職票など離職中であることが分かる書類の写し(離職中である場合に限る。)。ただし、当該書類の写しの提出が困難であると市長が認めたときを除く。
- (5) 労働契約書や労働条件通知書など雇用形態が分かる書類の写し(非正規雇用で働いている場合に限る。)。ただし、当該書類の写しの提出が困難であると市長が認めたときを除く。
- (6) 直近1期分の確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し(個人事業者である場合に限る。)
- (7) 市税完納証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、高砂市リカレント教育支援事業補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

(様式第2号)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、高砂市リカレント教育支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨及び理由を明示して、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

- 第9条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに高砂市リカレント教育支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査協力)

- 第10条 補助対象者は、補助金交付後の就職状況その他市が補助金の効果を把握するために実施する追跡調査に協力するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

- 第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認められるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、高砂市リカレント教育支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、速やかに補助金の交付を受けた者に、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した者に対し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 前項の規定による補助金の返還は、市長が指定する日までに行わせるものとする。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。